

平成24年3月市議会定例会提出予定案件

(議案)

- 1 茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 3 茨木市市税条例の一部改正について
- 4 茨木市介護保険条例の一部改正について
- 5 茨木市山手台新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 6 茨木市庄一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 7 茨木市営住宅条例の一部改正について
- 8 茨木市公民館条例の一部改正について
- 9 茨木市立図書館条例の一部改正について
- 10 茨木市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 11 茨木市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 12 金融機関の指定について
- 13 都市公園を設置すべき区域の決定について
- 14 茨木市岩倉町地区防災公園街区整備事業の直接施行の同意について
- 15 平成23年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第4号)
- 16 平成23年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算(第1号)
- 17 平成23年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 18 平成23年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 19 平成23年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 20 平成23年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

- 21 平成 2 3 年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 22 平成 2 4 年度大阪府茨木市一般会計予算
- 23 平成 2 4 年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
- 24 平成 2 4 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
- 25 平成 2 4 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 26 平成 2 4 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
- 27 平成 2 4 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計予算
- 28 平成 2 4 年度大阪府茨木市水道事業会計予算
- 29 不動産（土地）取得について（茨木市里山センター用地）

議案第 4号 茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について

○ 非常勤嘱託員の職の一部廃止に伴う所要の改正

・ 改正内容

廃止する非常勤嘱託員の職

- ① ライフサイエンス環境保全対策専門員
- ② かしの木園相談員兼指導員
- ③ かしの木園用務員
- ④ 障害福祉センター相談員兼指導員
- ⑤ 障害福祉センター看護師兼指導員
- ⑥ 障害福祉センター指導員
- ⑦ ともしび園指導員

・ 施行日 平成24年4月1日

議案第 5号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○ 臨時職員の職種の追加及び平成23年人事院勧告の内容の一部実施に伴う本市職員の給与についての所要の改正

・ 改正内容

【臨時職員の職種の追加】

- ① 「生活介護支援員 1,210円／時間」

【給与構造改革による給料水準引下げに伴う現給保障額の段階的廃止】

- ② 平成24年度：2分の1を減額（減額の上限：10,000円）
- ③ 平成25年度：廃止

・ 施行日 ①、②平成24年4月1日
③ 平成25年4月1日

- 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の制定等に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

【経済社会の構造の変化に対応した税制改正】

- ① 法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大措置に伴う府と市の増減収分を調整するため、府たばこ税の一部を市たばこ税に移譲

<旧 3 級品以外の製造たばこ>

	現行		改正後	
府たばこ税	1,504円	→	860円	【▲644円】(千本あたり)
市たばこ税	4,618円	→	5,262円	【+644円】(千本あたり)

<旧 3 級品の製造たばこ>

	現行		改正後	
府たばこ税	716円	→	411円	【▲305円】(千本あたり)
市たばこ税	2,190円	→	2,495円	【+305円】(千本あたり)

- ② 退職所得に係る個人市民税の10%税額控除の廃止

【東日本大震災からの復興に関する税制改正】

- ③ 被災地域に係る雑損控除額等の特例措置の延長

・ 雑損控除の対象となる災害関連支出の適用期間を、1年以内から3年以内に延長する。

- ④ 平成26年度から平成35年度までの個人市民税の均等割の税率の引き上げ
3,000円 → 3,500円 【+500円】

- ・ 施行日 ①平成25年4月1日
②平成25年1月1日
③、④公布の日

○ 介護保険事業計画の見直しに伴う所要の改正

・ 改正内容

①介護給付費等の将来推計に基づき、平成24年度から平成26年度までの3年間の保険料を改定する。【保険料基準額（月額）：3,877円 → 4,550円】

②保険料段階について、被保険者の負担能力に応じた保険料段階を設定するため、第3段階特例を設ける。

〈現 行〉		〈改 定 後〉		
(保険料段階)	(保険料)	→	(保険料段階)	(保険料)
第1段階	23,262円	→	第1段階	27,300円
第2段階	23,262円	→	第2段階	27,300円
			第3段階特例	38,220円
				…現行第3段階のうち、本人の課税年金収入と合計所得金額を合わせて120万円以下
第3段階	34,893円	→	第3段階	40,950円
第4段階特例	41,872円	→	第4段階特例	49,140円
第4段階	46,524円	→	第4段階	54,600円
第5段階	51,176円	→	第5段階	60,060円
第6段階	58,155円	→	第6段階	68,250円
第7段階	69,786円	→	第7段階	81,900円
第8段階	81,417円	→	第8段階	95,550円

・ 施 行 日 平成24年4月1日

○ 区域内における建築物の制限を定めることにより適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図る。

主な内容

- ・ 用途の制限（以下の建築物以外は建築してはならない。）
 - ①一戸建ての住宅
 - ②一戸建ての住宅で建築基準法施行令第130条の3に掲げるもの
 - ③診療所及び診療所兼用住宅（患者の収容施設があるものを除く。）
 - ④集会所（近隣住民の集会の用に供するものに限る。）
 - ⑤公益上必要な建築物で建築基準法施行令第130条の4に掲げるもの
 - ⑥①～⑤の建築物に附属する自動車車庫
- ・ 敷地面積の最低限度…150㎡以上
- ・ 壁面の位置の制限…建築物の外壁又はこれに代わる柱から道路境界線までの距離が1m以上であること。
- ・ 垣又はさくの構造の制限…ブロック塀その他これに類するものは、①高さが0.6m以下 ②門 ③門の袖で長さが2m以下
- ・ 罰則…規定に違反した場合、500,000円以下の罰金

・ 施 行 日 公布の日

議案第 9号	茨木市庄一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について 17頁参照
<p>○ 区域内における建築物の制限を定めることにより適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図る。</p> <p>主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途の制限（以下の建築物は建築してはならない。） <ul style="list-style-type: none"> ①一戸建ての住宅 ②神社、寺院、教会その他これらに類するもの ③自動車教習所 ④マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ⑤倉庫業を営む倉庫 ⑥畜舎（動物病院、ペットショップ及びペットホテルに附属するものを除く。） ・壁面の位置の制限・・・建築物の外壁又はこれに代わる柱から敷地境界線までの距離が2 m以上であること。 ・緑化率の最低限度・・・建築物の緑化率は10分の2以上であること。 ・罰則・・・規定に違反した場合、500,000円又は300,000円以下の罰金 ・施行日 公布の日 	
議案第10号	茨木市営住宅条例の一部改正について
<p>○ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」により公営住宅法が一部改正されたことに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①入居者資格における同居親族要件を必要としない者について規定 60歳以上の者、障害者、DV被害者など ②入居収入基準の規定 改正前の公営住宅法施行令に掲げられていたものと同様の金額 ・施行日 平成24年4月1日 	

議案第11号	茨木市公民館条例の一部改正について
<p>○ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」により社会教育法が一部改正されたことに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①公民館運営審議会委員の定数 10人以内 ②公民館運営審議会委員の委嘱基準 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者 ③公民館運営審議会委員の任期 2年 ・ 施行日 平成24年4月1日 	
議案第12号	茨木市立図書館条例の一部改正について
<p>○ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」により図書館法が一部改正されたことに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①図書館協議会委員の定数 8人以内 ②図書館協議会委員の任命基準 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者 ③図書館協議会委員の任期 2年 ・ 施行日 平成24年4月1日 	
議案第13号	茨木市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
<p>○ 給水人口の増加に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 給水人口 「276,000人」 → 「286,000人」 ・ 施行日 平成24年4月1日 	

議案第14号	茨木市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について
○ 施設の名称	茨木市立三島コミュニティセンター
○ 指定管理者	茨木市西河原二丁目7番12号 三島コミュニティセンター管理運営委員会
○ 指定の期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
議案第15号	金融機関の指定について
○ 本市の公金の収納及び支払事務を取り扱う金融機関の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度 株式会社 三菱東京UFJ銀行 ・平成25年度 株式会社 りそな銀行
議案第16号	都市公園を設置すべき区域の決定について 18頁参照
○ 茨木市岩倉町の一部を都市公園（仮称）岩倉公園の区域とするため、都市公園法第33条第5項の規定により議会の議決を求める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容等 <ul style="list-style-type: none"> 名称 都市公園（仮称）岩倉公園 区域 茨木市岩倉町166番1 種別 近隣公園
議案第17号	茨木市岩倉町地区防災公園街区整備事業の直接施行の同意について 18頁参照
○ 茨木市岩倉町地区防災公園街区整備事業について、市に代わり独立行政法人都市再生機構が施行することに対し、独立行政法人都市再生機構法第18条第3項の規定により議会に議決を求める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間 平成24年度から29年度まで

○ 補正額 2,860,274千円（補正後 85,304,045千円 - 補正前 82,443,771千円）

（歳入）

・地方譲与税	22,000千円
・地方消費税交付金	△50,000千円
・自動車取得税交付金	△39,996千円
・地方交付税	815,539千円
・分担金及び負担金	1,164千円
・使用料及び手数料	11,395千円
・国庫支出金	527,920千円
・府支出金	△566,416千円
・財産収入	180,814千円
・寄附金	9,185千円
・繰入金	750千円
・諸収入	112,719千円
・市債	1,835,200千円

（歳出）

・人件費	△42,372千円
・物件費	△815,402千円
・扶助費	△239,534千円
・補助費等	△212,170千円
・投資的経費	3,523,473千円
・その他の経費	646,279千円

・継続費補正

（変更）（仮称）彩都西コミュニティセンター建設事業	△6,562千円	年割額変更
西河原分署移転新築事業	△9,903千円	年割額変更
小学校普通教室エアコン整備事業	△83,062千円	年割額変更

・繰越明許費

（追加）橋梁新設改良事業	61,260千円
街路整備事業	98,810千円
踏切道整備事業	74,100千円
消防救急デジタル無線整備事業	410,877千円
小学校校舎耐震補強等整備事業	2,402,480千円
中学校校舎耐震補強等整備事業	693,000千円
幼稚園園舎耐震補強整備事業	31,500千円

・債務負担行為補正

（追加）（仮称）JR総持寺駅整備事業	3,200,000千円
（仮称）岩倉公園防災公園街区整備事業	5,100,000千円
茨木松ヶ本線整備事業	380,000千円

○ 補正額 1,421千円（補正後 5,709,727千円 - 補正前 5,708,306千円）

（歳入）

・財産収入	1,421千円
-------	---------

（歳出）

・諸支出金	1,168千円
・繰出金	253千円

議案第20号 平成23年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○ 補正額 415,116千円（補正後 26,911,112千円 － 補正前 26,495,996千円）

（歳入）

・国庫支出金	48,962千円
・療養給付費等交付金	△51,550千円
・前期高齢者交付金	△10,087千円
・繰入金	266,464千円
・繰越金	161,327千円

（歳出）

・総務費	△21,141千円
・保険給付費	226,000千円
・後期高齢者支援金等	5,246千円
・前期高齢者納付金等	202千円
・諸支出金	204,809千円

議案第21号 平成23年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○ 補正額 5,340千円（補正後 2,629,281千円 － 補正前 2,623,941千円）

（歳入）

・後期高齢者医療保険料	19,653千円
・繰入金	△13,392千円
・諸収入	△921千円

（歳出）

・総務費	△13,972千円
・後期高齢者医療広域連合納付金	19,312千円

議案第22号 平成23年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○ 補正額 △231,538千円（補正後 12,640,982千円 － 補正前 12,872,520千円）

（歳入）

・介護保険料	△24,663千円
・国庫支出金	△61,640千円
・支払基金交付金	△120,973千円
・府支出金	△81,234千円
・財産収入	397千円
・繰入金	△85,114千円
・繰越金	141,866千円
・諸収入	△177千円

（歳出）

・総務費	△28,115千円
・要介護認定費	171千円
・保険給付費	△355,592千円
・地域支援事業費	△62,464千円
・基金積立金	187,524千円
・諸支出金	26,938千円

議案第23号 平成23年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○ 補正額 △380,882千円（補正後 7,933,118千円 － 補正前 8,314,000千円）

（歳入）

・分担金及び負担金	6,707千円
・使用料及び手数料	71,085千円
・国庫支出金	△123,300千円
・繰入金	△120,949千円
・繰越金	402千円
・諸収入	43,873千円
・市債	△258,700千円

（歳出）

・下水道事業費	△370,265千円
・水洗便所普及費	△6千円
・公債費	△10,611千円

議案第24号	平成23年度大阪府茨木市水道事業特別会計補正予算（第1号）
○ 収益的収支 ・ 収入 △ 67,076千円（補正後4,749,796千円 - 補正前4,816,872千円） ・ 支出 △ 112,101千円（補正後5,275,204千円 - 補正前5,387,305千円） ○ 資本的収支 ・ 収入 △ 67,555千円（補正後 208,419千円 - 補正前 275,974千円） ・ 支出 △ 41,287千円（補正後2,247,253千円 - 補正前2,288,540千円）	
議案第25号	平成24年度大阪府茨木市一般会計予算
○ 予算総額 74,080,000千円（対前年度比 10.5%減） 平成23年度（当初）82,780,000千円	
議案第26号	平成24年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
○ 予算総額 5,590,580千円（対前年度比 2.1%減） 平成23年度（当初）5,708,306千円	
議案第27号	平成24年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
○ 予算総額 27,897,217千円（対前年度比 5.3%増） 平成23年度（当初）26,495,996千円	
議案第28号	平成24年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
○ 予算総額 2,910,830千円（対前年度比 10.9%増） 平成23年度（当初）2,623,941千円	

議案第29号	平成24年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算	
○ 予算総額 12,977,400千円 (対前年度比 0.8%増) 平成23年度(当初) 12,872,520千円		
議案第30号	平成24年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計予算	
○ 予算総額 7,729,000千円 (対前年度比 7.0%減) 平成23年度(当初) 8,314,000千円		
議案第31号	平成24年度大阪府茨木市水道事業特別会計予算	
○ 予算総額 8,099,602千円 (対前年度比 5.5%増) 平成23年度(当初) 7,675,845千円		
議案第32号	不動産(土地)取得について(茨木市里山センター用地)	19頁参照
○ 取得の金額 47,818,648円		
○ 取得の相手方 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市土地開発公社 理事長 にしだ まさひろ 西田 正博		
○ 取得の物件 所在地 茨木市大字泉原63番3 地目 学校用地 面積 12,004.72㎡		

茨木市市税条例の一部改正について

①法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大に伴う府と市の増減収分を調整するため、府たばこ税の一部を市たばこ税に移譲する。【平成25年4月1日から適用】

★「実効税率」とは、実際に負担する税額の所得金額に対する割合で、法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人特別税の税率を合計したもの。

	法人税 (国) 所得×税率	法人住民税 (府・市) 法人税額×税率	法人事業税 (府) 所得×税率	地方法人特別税 (国) 法人所得割額×税率		実効税率
【改正前】	30%	府 5% 市 12.3%	府 2.9%	府 4.29%	=	42.38%
↓						
【改正後】	25.5%	府 1.27% 市 3.13%	府 2.9%	府 4.29%	=	37.09%

▲5.29%

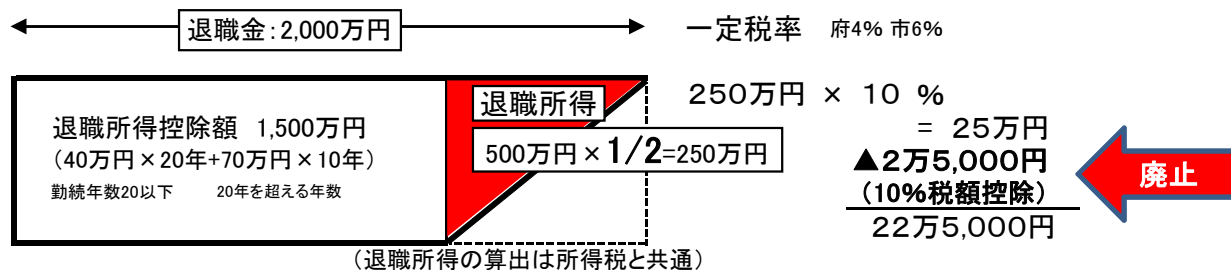
法人課税について、国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%相当引き下げるため、現在30%である法人税(国税)の基本税率を4.5%引き下げる。
それに伴い法人税額(国税)を基礎とする法人住民税において、税率の高い法人市民税の減収影響が大きくなることにくわえ、課税ベースの拡大により法人事業税等の府税が増収となることから、市税の減収分を調整するため府たばこ税の一部を市たばこ税に移譲する。

②退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止 【平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等から適用】

【事例】

<勤続年数30年、退職金2,000万円の場合>

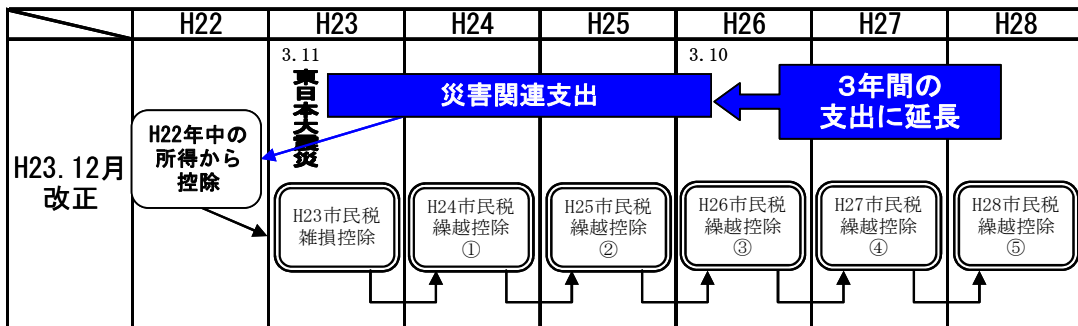
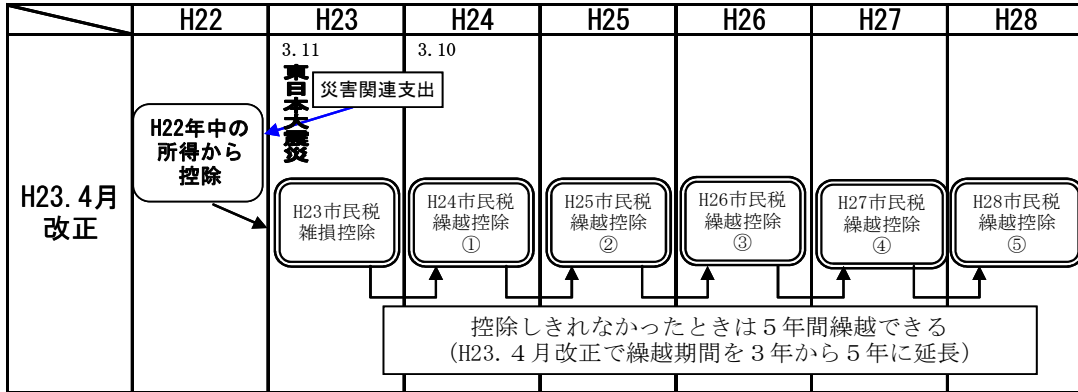
※退職所得は他の所得と区分して、源泉分離課税(現年課税)



昭和42年から退職所得に係る個人住民税が翌年課税から現年課税に変更された結果、従来より1年早く徴収され、税額相当に係る運用益が失われること等を理由に当分の間の特例措置として導入されたものである。(10%は、当時の金利水準を考慮して決定された経緯あり)
しかし、「当分の間」の暫定的な措置であるにもかかわらず、約40年以上も経過していることや、定期預金金利も過去10年間は平均0.17%とほぼゼロ金利である情勢を踏まえ廃止することとされた。

③東日本大震災に係る雑損控除額の特例の見直し

雑損控除等の適用対象となる災害に関する支出について、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合に、災害のやんだ日から1年超3年以内に支出する費用を追加する。



災害関連支出額の範囲

- 災害によって損壊した住宅や家財などの取壊し、除去のための費用
- 土砂や障害物の除去のための費用
- 住宅や家財などの修繕費
- 住宅や家財などの損壊防止のための費用
- 被害の拡大や発生を防止するための緊急措置費用

④個人住民税の均等割の税率引上げ【平成26年度から適用】

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、全国的かつ緊急に地方公共団体が実施する防災施策に要する費用の財源を確保するため、臨時的措置として個人住民税の均等割の標準税率の引上げを行う。(いわゆる「復興特別税」の実施)

○平成26年度から平成35年度までの10年間、次のように引上げる。

年額 1,000円引上げ 年額 5,000円とする(現行 年額 4,000円)

府民税の均等割 年額 500円引上げ 年額 1,500円とする(現行 年額 1,000円)
 市民税の均等割 年額 500円引上げ 年額 3,500円とする(現行 年額 3,000円)

保険料（第1号被保険者）新旧比較表

現行（平成21年度～23年度）

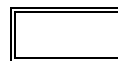
（月額：円）

所得段階	対象者	(料率) 保険料
第1段階	・生活保護受給 ・世帯全員が市民税非課税で 老齢福祉年金受給	(0.50) 1,939
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で 課税年金収入・合計所得金額 80万円以下	(0.50) 1,939
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で 課税年金収入・合計所得金額 80万円超	(0.75) 2,908
第4段階 特例	・本人市民税非課税(世帯は課 税)で課税年金収入・合計所 得金額 80万円以下	(0.90) 3,489
第4段階	・本人市民税非課税(世帯は課 税)で課税年金収入・合計所 得金額 80万円超	(1.00) 3,877
第5段階	・市民税課税で、合計所得金額 125万円未満	(1.10) 4,265
第6段階	・市民税課税で、合計所得金額 200万円未満	(1.25) 4,846
第7段階	・市民税課税で、合計所得金額 400万円未満	(1.50) 5,816
第8段階	・市民税課税で、合計所得金額 400万円以上	(1.75) 6,785

改定後（平成24年度～26年度）

（月額：円）


所得段階	対象者	(料率) 保険料
第1段階	・ 同左	(0.50) 2,275
第2段階	・ 同左 80万円以下	(0.50) 2,275
第3段階 特例	・ 同上 120万円以下	(0.70) 3,185
第3段階	・ 同左 120万円超	(0.75) 3,413
第4段階 特例	・ 同左 80万円以下	(0.90) 4,095
第4段階	・ 同左 80万円超	(1.00) 4,550
第5段階	・ 同左 125万円未満	(1.10) 5,005
第6段階	・ 同左 200万円未満	(1.25) 5,688
第7段階	・ 同左 400万円未満	(1.50) 6,825
第8段階	・ 同左 400万円以上	(1.75) 7,963



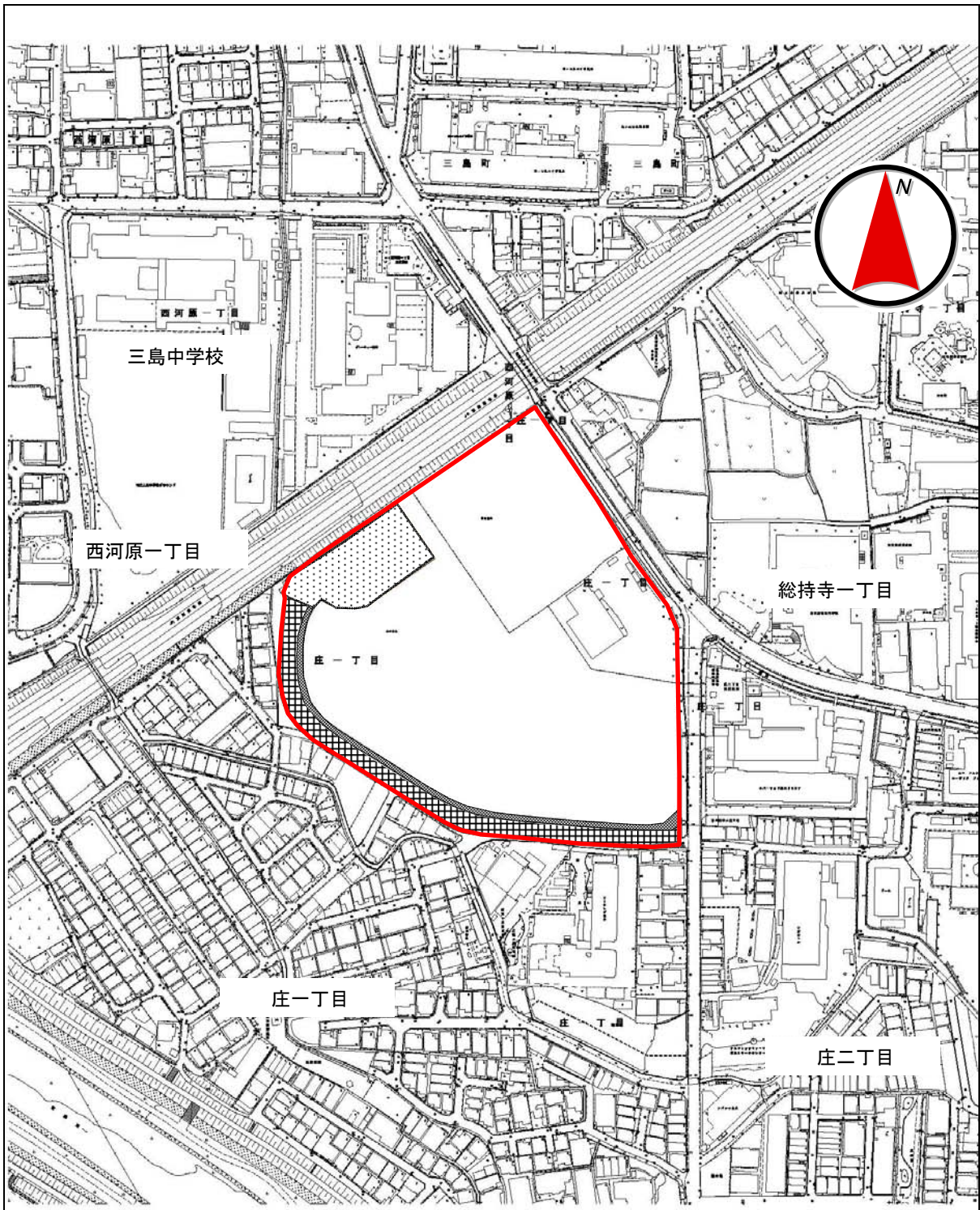
部分が、保険料基準額





山手台新町地区地区計画 計画図



凡 例	
	地区計画及び地区整備計画の区域

庄一丁目地区地区計画 計画図



凡 例	
	地区計画及び地区整備計画の区域
	道路 (地区施設)
	歩道状空地 (地区施設)
	交通広場 (地区施設)

(仮称)岩倉公園(茨木市岩倉町地区防災公園街区整備事業)区域図



茨木市里山センター用地 位置図



平成23年度一般会計補正予算(第4号)総括表

(歳入)

(単位:千円)

款	予算額	左 の 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
02 地方譲与税	22,000		22,000	地方揮発油譲与税 20,000 自動車重量譲与税 2,000
06 地方消費税 交付金	50,000		50,000	
08 自動車取得税 交付金	39,996		39,996	
10 地方交付税	815,539		815,539	普通交付税 775,539 特別交付税 40,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1,164	1,164		老人保護措置費負担金 904 バスターミナル利用分担金 260
13 使 用 料 及 び 手 数 料	11,395	7,213	4,182	市営駐車場使用料 5,488 公園駐車場使用料 4,312
14 国庫支出金	527,920	526,394	1,526	学校施設環境改善交付金 947,503 生活保護費等負担金 242,130 街路新設費補助金 133,325
15 府 支 出 金	566,416	566,416		介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 352,009 子宮頸がん等ワクチン接種交付金 55,541
16 財 産 収 入	180,814	1,800	179,014	不動産売払収入 174,665 物品売払収入 4,349
17 寄 附 金	9,185	2,644	6,541	一般寄附金 6,541 社会福祉事業寄附金 3,000
18 繰 入 金	750	497	253	グリーンユティール基金繰入金 487 財産区特別会計繰入金 253
20 諸 収 入	112,719	22,324	135,043	生活保護法第63条による費用返還金 60,978 生活保護法第78条による費用徴収金 52,265
21 市 債	1,835,200	1,684,300	150,900	校舎・園舎整備債 2,164,300 消防機器整備債 360,800 臨時財政対策債 150,900 建設債の減 864,200
補 正 額 A	2,860,274	1,635,272	1,225,002	
補正前の予算額 B	82,443,771	28,209,646	54,234,125	
補正後の予算額 A + B	85,304,045	29,844,918	55,459,127	

平成23年度一般会計補正予算(第4号)総括表

(歳出)

(単位：千円)

款	予算額	消費的経費				投資的経費	その他の経費
		人件費	物件費	扶助費	補助費等		
01 議会費	4,758	2,760	1,998				
02 総務費	750,598	153,470	49,584		3,822	50,526	701,060
03 民生費	632,290	55,666	80,749	219,659	101,064	346,016	170,864
04 衛生費	556,497	20,331	515,583		18,431	2,562	410
05 労働費	7,310		5,071		2,239		
06 農林水産業費	32,283	7,889	552		2,276	43,000	
07 商工費	64,056	6,011	5,214		52,831		
08 土木費	216,747	16,215	64,814		15,835	1,586	121,469
09 消防費	380,622	19,554	1,325		728	399,579	
10 教育費	2,782,298	64,010	82,886	13,754	14,438	2,957,212	174
12 公債費	101,886						101,886
13 諸支出金	498,017	3,406	10,276	6,121	506	521,200	2,874
補正額 A	2,860,274	42,372	815,402	239,534	212,170	3,523,473	646,279
補正前の予算額 B	82,443,771	15,163,392	15,227,918	22,344,753	5,495,255	10,269,828	13,942,625
補正後の予算額 A + B	85,304,045	15,121,020	14,412,516	22,105,219	5,283,085	13,793,301	14,588,904

3月補正予算の内容について

1 基本方針

国の3次補正予算を活用した学校園の耐震化及び消防救急デジタル無線の整備を行うとともに、地方交付税等の追加及び事業完了等に伴う精算により生じる財源は、国保会計繰出金や障害者自立支援給付費など年度末までに不足する経費への適切な対応と、将来の財政負担を考慮し、財政調整基金の積み立てや土地開発公社保有資産の買戻し等に活用する。

また、(仮称)JR総持寺駅及び(仮称)岩倉公園防災公園等について債務負担行為を設定する。

2 一般会計補正予算の主な内容

(1) 国の補助金を活用する事業

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
学校園施設整備事業		3,126,980	3,099,881	27,099
幼稚園、小中学校校舎耐震等整備事業	学校施設環境改善交付金(国)の採択に伴い、幼稚園、小・中学校の校舎等の耐震補強工事等を行う。 【歳入】学校施設環境改善交付金(国)、市債	3,126,980	3,099,881	27,099
消防施策		410,877	410,800	77
消防救急デジタル無線整備事業	消防防災通信基盤整備費補助金(国)の採択に伴い、アナログ方式の消防救急無線をデジタル方式に変更する。 【歳入】消防防災通信基盤整備費補助金(国)、市債	410,877	410,800	77
合 計		3,537,857	3,510,681	27,176

(2) 年度末までに不足する経費への対応

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
障害福祉施策		83,183	45,237	37,946
障害者自立支援給付費の追加	介護給付費等障害福祉サービスの利用者数の増加に伴い、扶助費を追加する。	60,316	45,237	15,079

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
障害福祉施設建設補助事業	重度重複障害者が入所する障害者支援施設の耐震化整備を行う団体に対して、補助を行う。(茨木療護園)	22,867		22,867
国民健康保険事業特別会計		266,400		266,400
国民健康保険事業特別会計繰出金の追加	療養給付費等の増加に伴い、繰出金を追加する。	266,400		266,400
合 計		349,583	45,237	304,346

(3) 財政健全化に向けた取り組み

(単位:千円)

財政健全化施策		2,018,900		2,018,900
財政調整基金への積み立て	将来の財政負担及び平成23年度生活保護費等国庫負担金の償還金に備え、財政調整基金の積み立てを行う。	700,000		700,000
土地開発公社保有資産の買戻し	土地開発公社保有用地の買戻しを行う。(双葉町駐車場、総持寺駅周辺、里山センター)	1,318,900		1,318,900
合 計		2,018,900		2,018,900

(4) 継続費、繰越明許費、債務負担行為の補正

(単位:千円)

事業	内容等	事業費
継続費		99,527
(仮称)彩都西コミュニティセンター建設事業	契約完了に伴い総額及び年割額を変更する。 【期間】平成22～23年度 補正前【年割額】(H22)141,255(H23)211,881 補正後【年割額】(H22)141,255(H23)205,319	6,562
西河原分署移転新築事業	契約完了に伴い総額及び年割額を変更する。 【期間】平成22～23年度 補正前【年割額】(H22)99,830(H23)149,758 補正後【年割額】(H22)99,830(H23)139,855	9,903
小学校普通教室エアコン整備事業	契約完了に伴い総額及び年割額を変更する。 【期間】平成22～23年度 補正前【年割額】(H22)353,370(H23)558,000 補正後【年割額】(H22)353,370(H23)474,938	83,062

(単位:千円)

事業	内容等	事業費
緑越明許費		3,772,027
橋梁新設改良事業	あけぼの橋においては、河川管理者との協議に時間を要したこと、豊川橋、落合橋及び山西橋においては、国の3次補正を活用する事業で、交付決定後の事業着手となることから、年度内に事業が完了しないため。	61,260
街路整備事業	茨木松ヶ本線及び西中条奈良線において、発掘調査を実施する必要が生じたことから、年度内に工事が完了しないため。	98,810
踏切道整備事業	奥の院踏切拡幅事業において、JRとの協定締結の協議に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	74,100
消防救急デジタル無線整備事業	国の3次補正を活用する事業で、交付決定後の事業着手となることから、年度内に事業が完了しないため。	410,877
小学校校舎耐震補強等整備事業	国の3次補正を活用する事業で、交付決定後の事業着手となることから、年度内に事業が完了しないため。	2,402,480
中学校校舎耐震補強等整備事業	国の3次補正を活用する事業で、交付決定後の事業着手となることから、年度内に事業が完了しないため。	693,000
幼稚園園舎耐震補強整備事業	国の3次補正を活用する事業で、交付決定後の事業着手となることから、年度内に事業が完了しないため。	31,500
債務負担行為		8,680,000
(仮称)JR総持寺駅整備事業	(仮称)JR総持寺駅の整備について、JR西日本と工事協定(契約)を締結するため。 期間：平成23年度より平成30年度まで 限度額：3,200,000千円	3,200,000
(仮称)岩倉公園防災公園街区整備事業	都市再生機構の立替施行により実施する事業で、基本協定を交わすため。 期間：平成23年度から償還期間満了まで 限度額：5,100,000千円	5,100,000
茨木松ヶ本線整備事業	JR地下道から地上階に上がる道路整備の工期が長期間にわたることから、早期に契約事務を行うため。 期間：平成23年度より平成26年度まで 限度額：380,000千円	380,000

3 特別会計補正予算

(単位:千円)

事業	内容等	事業費
特別会計		343,931
財産区特別会計 (補正第1号)	大字目垣財産区の財産処分に伴う事業交付金及び一般会計繰出金など [歳入]財産収入 1,421 [歳出]諸支出金 1,168 繰出金 253	1,421
国民健康保険事業 特別会計 (補正第1号)	療養給付費等の増に伴う繰入金の増など [歳入]国庫支出金 48,962 療養給付費等交付金 51,550 前期高齢者交付金 10,087 繰入金 266,464 繰越金 161,327 [歳出]総務費 21,141 保険給付費 226,000 後期高齢者支援金等 5,246 前期高齢者納付金等 202 諸支出金 204,809	415,116
後期高齢者 医療事業特別会計 (補正第1号)	保険料の増に伴う広域連合納付金の増や職員給与費の減等に伴う事務費繰入金の減など [歳入]後期高齢者医療保険料 19,653 繰入金 13,392 諸収入 921 [歳出]総務費 13,972 後期高齢者医療広域連合納付金 19,312	5,340
介護保険事業 特別会計 (補正第1号)	利用者が当初見込みを下回ったことに伴う保険給付費の減や基金積立金の増など [歳入]介護保険料 24,663 国庫支出金 61,640 支払基金交付金 120,973 府支出金 81,234 財産収入 397 繰入金 85,114 繰越金 141,866 諸収入 177 [歳出]総務費 28,115 要介護認定費 171 保険給付費 355,592 地域支援事業費 62,464 基金積立金 187,524 諸支出金 26,938	231,538
公共下水道 事業特別会計 (補正第1号)	事業完了等に伴う下水道整備費の減や一般会計繰入金の減など [歳入]分担金及び負担金 6,707 使用料及び手数料 71,085 国庫支出金 123,300 繰入金 120,949 繰越金 402 諸収入 43,873 市債 258,700 [歳出]下水道事業費 370,265 水洗便所普及費 6 公債費 10,611	380,882
水道事業会計 (補正第1号)	【収益的収支】分担金の減など (収入) 67,076 (支出) 112,101 【資本的収支】受託工事の減など (収入) 67,555 (支出) 41,287	153,388